⑵　所在　柏市大室字前畑513
地目　畑
権利の種別とその部分
乙１番賃借権　全部
登記簿地積　1,229㎡
基準地積　1,339.41㎡
権利価額　58,655,806円
換地処分後の土地
⑴　街区番号　162街区
所在　柏市大室一丁目21－９
地目　畑
権利の種別とその部分
乙１番賃借権　全部
地積　702.11㎡
権利価額　73,626,070円
清算金　交付　7,076円
記事　土地所有者　岡田　陽子
⑵　街区番号　147街区
所在　柏市大室一丁目６－８
地目　宅地
権利の種別とその部分
乙１番賃借権　全部
地積　679.64㎡
権利価額　58,655,632円
清算金　交付　174円
記事　土地所有者　岡田　市郎

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第２号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知については、送付すべき場所を確知することができなかったため、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年５月８日
柏都市計画事業
柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

１　権利者氏名及び住所
氏名　飯野　和三郎
住所　東京都下谷区上車坂町37番地
２　通知の内容
文書番号　しち21―576
平成29年３月15日
従前の土地
⑴　所在　柏市大室字寺下前804－２
地目　畑
権利の種別とその部分
乙１番賃借権　全部
登記簿地積　73㎡
基準地積　73.50㎡
権利価額　3,712,174円
⑵　所在　柏市大室字寺下前804－４
地目　畑
権利の種別とその部分
乙１番賃借権　全部
登記簿地積　6.22㎡
基準地積　6.22㎡
権利価額　0円
換地処分後の土地
⑴　街区番号　121街区
所在　柏市大室二丁目12－８
地目　宅地
権利の種別とその部分
乙１番賃借権　全部
地積　34.12㎡
権利価額　3,722,440円
清算金　徴収　10,266円
記事　土地所有者　渡邊　利久
⑵　所在　柏市大室二丁目116－３
地目　公衆用道路
権利の種別とその部分
乙１番賃借権　全部
地積　6.22㎡
権利価額　0円
清算金　0円
記事　法第105条第１項により所有権帰属　柏市

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第３号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知については、送付すべき場所を確知することができなかったため、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年５月８日
柏都市計画事業
柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

１　権利者氏名及び住所
氏名　竹之内　栄次郎
住所　柏市大青田1121番地
２　通知の内容
文書番号　しち21―576
平成29年３月15日
従前の土地
所在　柏市大室字前畑495－２
地目　宅地
権利の種別とその部分
乙１番抵当権　全部
登記簿地積　310.74㎡
基準地積　338.66㎡
権利価額　21,031,670円
換地処分後の土地
街区番号　143街区
所在　柏市大室二丁目16―13
地目　宅地
権利の種別とその部分
乙１番抵当権　全部
地積　241.51㎡
権利価額　21,025,406円
清算金　交付　6,264円
供託すべき金額　6,264円
記事　土地所有者　小林　茂平次

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上